

鹿島区にお住まいの皆様へ

鹿島区の方も 第5次追補等を踏まえ 追加で賠償される場合が あります

予約不要
ご利用は無料

文部科学省ADRセンターでは
東電福島原発事故による損害賠償について
中立・公正な立場から
話し合いによる解決の仲介をします。

南相馬市鹿島区の健康診断会場
(**鹿島保健センター**)に下記の日程で
出張窓口を開設します。

出張窓口では弁護士等の専門家から
ADRの申立てや手続等について
個別に話を聞くことができます。



●:開設日(受付時間 8:30から14:30まで)

2026年
(令和8年)
7月

日	月	火	水	木	金	土
			15 ●	16 ●	17	18
19	20	21	22	23 ●	24 ●	25 ●



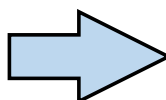
文部科学省 原子力損害賠償紛争解決センター (ADRセンター)

☎ 0120-377-155 平日10時~17時

ADRセンター相双支所(南相馬市役所 北庁舎2階)の
窓口でも受け付けています。

※予約不要 平日9時~17時

ここの2階です



ADRセンターのコールセンター(0120-377-155)に
お電話いただければ、申立ての仕方などを説明いたします。

個別の事情に基づいて 慰謝料が増額されたり
支出した費用が賠償される可能性があります



このような ご事情はありませんか？



■申立人：

地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域(南相馬市鹿島区)から避難した夫婦及び未成年の子6名(うち2名は原発事故当時乳幼児)

■ポイント：

妻及び子6名が先行して福島県外に避難した後、夫が妻らと同居するため、勤務先に申し入れて平成23年6月に避難先から通勤できる勤務地へ転勤したばかりであったこと等が考慮された。

■和解内容：

- ・ 平成23年10月以降も避難継続の合理性を認め、それぞれ同月から平成24年3月までの日常生活阻害慰謝料月額10万円の賠償
- ・ 妻について、乳幼児の世話を恒常的に行ったことを理由として、平成23年3月から平成24年3月までの日常生活阻害慰謝料の増額分月額6万円が認められるなどした

和解合計金額 573万円 令和7年7月24日成立 公表番号2188

■申立人：

緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)の自宅からの避難が困難であったため、自宅での屋内退避生活を強いられた亡父(申立人ら及び亡母が相続)及び亡母(申立人らが相続)

■ポイント及び和解内容：

いずれも要介護の状態であったことを考慮して、平成23年3月から平成24年8月まで各自月額5万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償(ただし、いずれも既払金を控除した額)が認められた。



和解合計金額 52万円 令和7年8月25日成立 公表番号2194

平日昼間には時間が取れない方は

平日夜間・土曜窓口 をご利用ください

2027年3月までの

偶数月 第1土曜日

8月は
1日(土)

奇数月 第1水曜日

9月は
2日(水)

対面(福島事務所へ来所)
*郡山駅徒歩5分



予約優先制

避難先や ご自宅からも
利用できます



電話



オンライン(Zoom会議)

完全予約制(先着順)

詳細はこちらから

